

随意契約理由書

件名	山の手小学校仮設校舎(一般型)借上
契約の相手方	大和リース株式会社 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項6号に該当
随意契約の理由	
<p>本件の施工範囲においては、「山の手小学校暫定校舎(長期対応型)借上」の整備が進められているところである。</p> <p>山の手小学校については、新たな住宅供給などにより児童数・学級数が増加傾向にあるが、「山の手小学校暫定校舎(長期対応型)借上」の入札時点では、令和2年度の学級数は、保有教室数と同数になる見込みであった。</p> <p>入札後に、児童数・学級数の推計を更新したところ、令和2年度の学級数は、児童数の増加により保有教室数を1学級上回り、教室不足が生じる見込みであることが判明した。</p> <p>この教室不足に対応するため、令和2年4月から山の手小学校暫定校舎の供用開始(令和2年9月予定)までの間使用する仮設校舎(一般型)を借り上げるようになった。</p> <p>今回、新たに設置する仮設校舎は、暫定校舎の設置予定地と非常に近接しており、かつ、同時期に並行しての工事となるため、仮囲いを一体的に設置せざるを得ず、工事ヤードや工事車両の進入路等は輻輳しているため、同一の事業者が施工しないと、事故が起こる危険性が高く、現場の保安管理上も問題が多い。</p> <p>さらに、建築基準法・消防法等の申請手続や工事監理上の制約が大きく、工期に大幅な遅れが生じる可能性が高い。</p> <p>以上の理由により、一般競争入札に付すると不利になることが認められ、先行する「山の手小学校暫定校舎(長期対応型)借上」契約を締結している大和リース株式会社神戸支店が、安全かつ工期内に完成させることができる唯一の業者であることから、当該業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課(電話番号:078-322-5829)